

小坂町農業委員及び 小坂町農地利用最適化推進委員の募集！

令和8年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
募集人数	10人	4人
対 象 者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項・その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる20歳以上の者(令和8年7月20日現在)	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる20歳以上の者(令和8年7月20日現在)
資 格 要 件	次のいずれかに該当する者は委員となることはできません。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
応 募 方 法	①自薦、又は推薦(団体推薦、又は、推薦日に3人以上の連名による推薦)による。 ②規定の様式に必要書類を添えて持参により、下記申込先に提出してください。 ※応募用紙は、農業委員会事務局で配布または小坂町ホームページからもダウンロードできます。	
受付期間	令和8年3月25日(水)～令和8年4月24日(金) 必着 受付 平日の9時00分から16時45分(土曜、日曜、祝日は提出できません)	
公 表	受付期間中及び期間終了後、小坂町ホームページで公表します。	
選任の方法	農業委員会委員選考委員会により候補者を選考し、小坂町議会の同意を得て、7月20日付けで小坂町長が任命します。 ※法律の規定等により、選考にあたって、次のような条件があります。 ・認定農業者が過半数を占めなければなりません。 ・農業委員会の所掌する事務について利害のない者を含まなければなりません。 ※法律の規定等により、選考にあたって、次のような条件に配慮します。 ・青年就農者を含むように配慮します。 ・委員の数が、区域別に偏りがないように配慮します。	農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考し、小坂町農業委員会が委嘱します。 ※農業委員と両方に応募できますが、兼務することできません。
主 な 役 割	①農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査のため、委員会の会議に出席 ②農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放棄地の発生防止・解消に向けたパトロールや所有者等への働きかけ ③担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするための活動、指針の作成等 ④農地中間管理機構との連携	農業委員と連携し、担当する区域の農地利用の最適化の推進活動を行う。 ①農地の権利移動等の申請地の現場確認や推進委員としての意見提出。 ②遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや所有者等への働きかけ ③担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
任 期	令和8年7月20日～令和11年7月19日	委嘱の日～令和11年7月19日
問 い 合 せ ・ 申 込 先	小坂町小坂字上谷地41-1 小坂町農業委員会事務局 又は、小坂町観光産業課農林班 ☎0186-29-3913 ☎0186-29-3912	